

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 2.1 可搬型設備等による対応

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.10.0)	(本文) 2.1-7	以下のとおり、参照先とする項目に誤記があったため、修正した。(下線部参照) (旧) また、 <u>b.</u> (b)項から(o)項の手順の中で使用することを～ (新) また、 <u>c.</u> (b)項から(o)項の手順の中で使用することを～	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.10.0)	(本文) 2.1-7	緩和操作を選択するための判断フローの考え方の記載について、以下のとおり見直した。 (旧) 緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室のプラント監視機能又は制御機能の喪失により状況把握が困難な場合には、外からの目視による確認又は可搬型計測器による優先順位に従った建屋内部の状況確認を順次行い、必要の都度緩和措置を行う。また、中央制御室又は緊急時対策所での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、建屋内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等の緩和措置を行う。 (新) 緩和操作を選択するための判断フローは、プラント監視機能の状態に応じた以下の対応を考慮して整備する。 イ. 中央制御室及び緊急時対策所での監視機能喪失により状況把握が困難な場合には、アクセスルートが確保され次第、外からの目視による確認又は可搬型計測器による優先順位に従ったパラメータの確認を順次行い、必要の都度緩和措置を行う。 ロ. 中央制御室又は緊急時対策所での監視機能の一部が健全である場合は、確認したパラメータを基に安全機能等の状況把握を行い、他のパラメータについては、パラメータが確認できない場合と同様の対応を行う。	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.10.0)	(本文) 2.1-9	上記の比較表における修正内容の反映として、以下のとおり追記した。(下線部参照) (旧) 代替電源による給電により監視機能の～ (新) 代替電源による給電により、 <u>監視機能の～</u>	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.10.0)	(本文) 2.1-11	重大事故等対策で整備する手順を活用した手順等に加えて整備する手順として、島根原子力発電所2号炉の審査実績を反映し、以下のとおり、中央制御室損傷時の現場と緊急時対策所の通信連絡手順の整備について追記した。 (旧) また、重大事故等対策で整備する設備を活用した手順等に加えて、～建物や設備の状況を目視にて確認するための手順及び現場にて直接機器を作動させるための手順等を整備する。 (新) また、重大事故等対策で整備する設備を活用した手順等に加えて、～建物や設備の状況を目視にて確認するための手順、 <u>現場にて直接機器を作動させるための手順</u> 、中央制御室損傷時の現場と緊急時対策所の通信連絡手順等を整備する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.10.0)	(本文) 2.1-55	上記の比較表における修正内容の反映として、以下のとおり追記した。(下線部参照) (旧) また、大規模損壊発生時に使用する手順書を有効かつ効果的に活用するため、適用開始条件を～ (新) また、大規模損壊発生時に使用するこれらの手順書を有効かつ効果的に活用するため、 <u>対応手順書</u> において適用開始条件を～	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.10.0)	(本文) 2.1-57	以下のとおり、参照先とする項目に誤記があったため、修正した。(下線部参照) (旧) また、 <u>b.</u> (b)項から(o)項の手順(第2.1.5表から第2.1.18表)の中で使用することを～ (新) また、 <u>c.</u> (b)項から(o)項の手順(第2.1.5表から第2.1.18表)の中で使用することを～	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.10.0)	(本文) 2.1-57, 58	緩和操作を選択するための判断フローの考え方の記載について、以下のとおり見直した。 (旧) 緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室のプラント監視機能又は制御機能の喪失により状況把握が困難な場合には、外からの目視による確認又は可搬型計測器による優先順位に従った建屋内部の状況確認を順次行い、必要の都度緩和措置を行う。 <u>また、中央制御室又は緊急時対策所での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、建屋内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等の緩和措置を行う。</u> (新) 緩和操作を選択するための判断フローは、 <u>プラント監視機能の状態に応じた以下の対応を考慮して整備する。</u> <u>イ. 中央制御室及び緊急時対策所での監視機能喪失により状況把握が困難な場合には、アクセスルートが確保され次第、外からの目視による確認又は可搬型計測器による優先順位に従ったパラメータの確認を順次行い、必要の都度緩和措置を行う。</u> <u>ロ. 中央制御室又は緊急時対策所での監視機能の一部が健全である場合は、確認したパラメータを基に安全機能等の状況把握を行い、他のパラメータについては、パラメータが確認できない場合と同様の対応を行う。</u>	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.10.0)	(本文) 2.1-62	以下のとおり追記し、記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 代替電源による給電により監視機能の～ (新) 代替電源による給電により、 <u>監視機能の～</u>	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.10.0)	(本文) 2.1-70, 71	第2.1.4表(5/6)、(6/6)について、以下のとおり追記し、用語を適正化した。(下線部参照) (旧) 号炉間融通 (新) 号炉間電力融通	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.10.0)	(本文) 2.1-71	第2.1.4表 (6/6) のうち、不要な直流負荷の切離しに関する記載表現について、技術的能力1.14を踏まえて以下のとおりに修正した。(下線部参照) (旧) 全交流動力電源喪失から8.5時間以内に、～ (新) 全交流動力電源喪失から8時間以降に、～	技術的能力1.14からの反映
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.10.0)	(本文) 2.1-72, 81, 88, 99, 123, 133, 144, 150, 160, 164, 167, 173, 177, 197	重大事故等対策で整備する手順を活用した手順等に加えて整備する手順として、島根原子力発電所2号炉の審査実績を反映し、以下のとおり、中央制御室損傷時の現場と緊急時対策所の通信連絡手順の整備について追記した。 (旧) また、重大事故等対策で整備する設備を活用した手順等に加えて、～建物や設備の状況を目視にて確認するための手順及び現場にて直接機器を作動させるための手順等を整備する。 (新) また、重大事故等対策で整備する設備を活用した手順等に加えて、～建物や設備の状況を目視にて確認するための手順、現場にて直接機器を作動させるための手順、中央制御室損傷時の現場と緊急時対策所の通信連絡手順等を整備する。 また、c.(b)項～(n)項(技術的能力に係る審査基準1.2から1.14における重大事故等対処設備と整備する手順)についても、同様に反映した。	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.10.0)	(本文) 2.1-101, 102, 104, 106, 107, 114, 119, 122, 128, 131, 132, 136, 139, 140, 143, 146, 148, 152, 156, 180, 181	以下の表について、技術的能力1.4, 1.5, 1.6, 1.7, 1.8及び1.13の審査進捗を反映した。 ・「第2.1.7表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順(1.4) (1/22), (2/22), (4/22), (6/22), (7/22), (14/22), (19/22), (22/22)」 ・「第2.1.8表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順(1.5) (4/8), (7/8), (8/8)」 ・「第2.1.9表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順(1.6) (2/9), (5/9), (6/9), (9/9)」 ・「第2.1.10表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順(1.7) (1/4), (3/4)」 ・「第2.1.10表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順(1.8) (1/8), (5/8)」 ・「第2.1.16表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順(1.13) (1/17), (2/17)」	技術的能力1.4, 1.5, 1.6, 1.7, 1.8及び1.13からの反映事項
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.10.0)	(本文) 2.1-198	以下のとおり追記し、名称を修正した。(下線部参照) (旧) 号炉間予備ケーブル (新) 号炉間連絡予備ケーブル	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.10.0)	(本文) 2.1-207, 209	「代替所内電気設備から原子炉格納容器破損を防止するための設備へ給電する手順」において、代替所内電気設備である可搬型代替電源車の記載が不足していたため、以下のとおり追記した。(下線部参照) (旧) 2系統の非常用所内電気設備が損傷した場合に、代替非常用発電機、 ～ (新) 2系統の非常用所内電気設備が損傷した場合に、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車、～ また、第2.1.18表(2/2)の本手順の対応設備として、可搬型代替電源車と、その電路に関連する設備を追加した。	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.10.0)	(本文) 2.1-222	第2.1.19表について、以下のとおり、発電所対策本部体制内の班名称の変更を反映した。(下線部参照) (旧)・情報整理・状況把握(事務局) (新)・情報整理・状況把握(総括班)	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.10.0)	(添付資料2.1.1) 2.1-235	泊の審査資料内での記載の統一のため、以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) <u>安全施設の機能に影響を及ぼすような雪崩が発生する可能性は低いことから、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起回事象の発生はないと判断。</u> (新) <u>周辺の地形から、積雪荷重以上の影響がある雪崩は発生しないことから、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起回事象の発生はないと判断。</u>	第6条(その他外部事象)を踏まえた修正。自然現象の評価結果に変更はない。
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.10.0)	(添付資料2.1.1) 2.1-240	泊の審査資料内での記載の統一のため、以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) 泊発電所は海水を冷却源としていること、 <u>海水淡水化設備により淡水を確保可能であること</u> 及び泊発電所周辺において安全施設の機能に影響を及ぼすような湖や河川はないことから、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起回事象の発生はないと判断。 (新) 泊発電所は海水を冷却源としていること及び泊発電所周辺において安全施設の機能に影響を及ぼすような湖や河川はないことから、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起回事象の発生はないと判断。	第6条(その他外部事象)を踏まえた修正。自然現象の評価結果に変更はない。
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.10.0)	(添付資料2.1.1) 2.1-240	泊の審査資料内での記載の統一のため、以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) <u>長期間継続することはなく、長期的には水温上昇は緩慢であることから、出力低下等の措置を講じることができ、安全施設の冷却性能に影響を及ぼすことはないため、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起回事象の発生はないと判断。</u> (新) <u>海水温の上昇に伴う取水温度の上昇により、復水器真空度が低下し、定格出力維持が困難な場合が生じたとしても、出力低下又はプラント停止措置を講じることにより、安全施設の機能に影響を及ぼすことはないため、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起回事象の発生はないと判断。</u>	第6条(その他外部事象)を踏まえた修正。自然現象の評価結果に変更はない。

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.10.0)	(添付資料2.1.1) 2.1-252, 255	泊の審査資料内での用語の統一のため、以下の記載を修正した。(下線部参照) (旧) ディーゼル発電機設備 (新) ディーゼル発電機	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.10.0)	(添付資料2.1.3) 2.1-301	第1表(3/9)について、可搬型大型送水ポンプ車を原子炉補機冷却水系に接続するための接続口の配置見直しに伴う修正を行った。 ・「6. 建屋等へのアクセス性の確認」について、 「可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水東側接続口」及び 「可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水南側接続口」を追加するとともに、以降の項目の番号を修正した。 ・「8. 建屋等の内部確認」について、 「可搬型大型送水ポンプ車A母管接続口」、 「可搬型大型送水ポンプ車B母管接続口」及び 「代替原子炉補機冷却水ライン接続口」を削除し、 「可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水屋内接続口」を追加するとともに、以降の項目の番号を修正した。	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.10.0)	(添付資料2.1.4) 2.1-315	第1表(7/8)の電源確保⑧のうち、不要な直流負荷の切離しに関する記載表現について、技術的能力1.14を踏まえて以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 不要な直流負荷の切離し(8.5時間以内) (新) 不要な直流負荷の切離し(8時間以降)	技術的能力1.14からの反映
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.10.0)	(添付資料2.1.8) 2.1-378	電源確保⑧のうち、不要な直流負荷の切離しに関する記載表現について、技術的能力1.14を踏まえて以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 不要な直流負荷の切離し(8.5時間以内) (新) 不要な直流負荷の切離し(8時間以降)	技術的能力1.14からの反映
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.10.0)	(添付資料2.1.11) 2.1-391~396	第1図~第5図及び第1表において、発電所対策本部体制内の班名称の変更(事務局→総括班)を反映した。	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.10.0)	(添付資料2.1.12) 2.1-402~408	第2表について、複数ページにわたって記載することから、各ページに表題を追記した。	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.10.0)	(添付資料2.1.12) 2.1-402	第2表(1)-b.計測器(被ばく管理、汚染管理)について、記載箇所を1ページ前のページに移動した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r.10.0)	(添付資料2.1.12) 2.1-402	第2表(1)-a. 防護具について、以下のとおり、発電所対策本部体制内の班名称の変更を反映した。(下線部参照) (旧) ※2: 事務局員 (2名) + 放管班員 (4名) (新) ※2: <u>総括班員</u> (2名) + 放管班員 (4名)	